

平成30年度 国立大学法人兵庫教育大学 年度計画

(注)□内は中期計画,「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①学士課程

01 教員養成スタンダードと授業との関係がより密接になるようカリキュラムマップを見直し、併せて学修の段階や履修の順序性など教育課程をより体系的に理解させるためのナンバリングを実施する。また、校種間の連携やグローバル化対応等の国や地域の教育課題を見据えた教育課程の改善、再編成を行う。

- ・01 平成31年度に開設する新教育課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラムマップを再構成し、ナンバリングを実施する。

02 学生の主体的な学修を組織的に推進するため、アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充し、併せて、学生に能動的な学習指導法、及びそれを通して育成すべき資質・能力とは何かを修得させる。また、学修時間の確保、シラバスの充実及び学修成果の可視化に取り組む。

- ・02 アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法の拡充に取り組む。また、学修時間の確保、シラバスの充実及び学修成果を可視化する方策を整備する。

03 厳格な成績評価を行うため評価方法を見直すとともに、学生による授業評価の結果の分析を行い、授業改善の具体的指針を明確化する。また、卒業認定については、新人教員としての資質や能力を着実に育成する観点から、ディプロマ・ポリシーに従って、卒業判定基準に基づき厳密に行う。

- ・03 厳格な成績評価を行うための評価方法を見直す。また、平成31年度に開設する新教育課程のディプロマ・ポリシーに従った卒業認定について、課題を整理する。

②修士課程

04 修士課程の組織改革に沿って、大学院における教員養成スタンダード（大学院）及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに社会的ニーズを踏まえて教育課程を改善する。

- ・04 教員養成スタンダード（大学院）の効果の検証結果に基づき、運用方法等を改善する。また、教員養成スタンダード（大学院）項目の内容を見直し、必要に応じて再設定する。

05 学生の主体的な学修を組織的に推進するため、アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充し、併せて、学生に能動的な学習指導法、及びそれを通して育成すべき資質・能力とは何かを修得させる。また、教員養成スタンダード（大学院）に示された資質・能力の観点から授業内容・方法を見直し、シラバス改善、学修成果の可視化に取り組む。

- ・05 アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法の拡充に取り組む。また、シラバス改善、学修成果を可視化する方策を整備する。

06 厳格な成績評価を行うため評価方法を見直すとともに、学生による授業評価の結果と教員養成スタンダード（大学院）の観点から、授業改善の具体的指針を明確化する。また、修了認定については、教育に関連する質の高い人材を育成する観点から、ディプロマ・ポリシーに従って見直し、厳格化した修了判定基準に基づき厳密に行う。

- ・06 平成29年度に評価項目を見直した学生による授業評価を実施し、評価方法等の検証を学生参画のもとで行う。また、ディプロマ・ポリシーに従った修了認定について、課題を整理する。

③専門職学位課程

07 小学校教員を中心とした新人教員養成、教科指導・生徒指導・グローバル化対応等に優れた力量を持つミドルリーダー養成、学校経営・教育行政に携わるトップリーダー養成の高度化を見据えて、教育課程を改善する。

- ・07 平成29年度に実施した、教育課程改善のための現代的な教育課題に関する学生と教員へのニーズ調査の結果を分析し、授業内容への反映状況を検証する。

08 授業方法の改善に取り組むために教員養成スタンダード（大学院）と連携させた教育課程の効果について検証を行うとともにシラバスの充実，学修時間の確保，学修成果の可視化，アクティブ・ラーニングの深化により，学生の主体的な学修を組織的に推進する。また，教育実習総合センターとの連携を踏まえ，実習の効果を上げるため，メンター教員と連携し，実習内容を充実させる。

- ・08 学生の主体的な学修を組織的に推進するために，教員養成スタンダード（大学院）の専門性に関するコース毎の項目の見直し，学修時間の確保，学修成果を可視化する方策を整備する。また，平成29年度までに整理した課題について，実習校への事前説明をはじめとする改善した実習を試行的に実施する。

09 成績評価の基準を明確化し，より緻密な学生の資質向上を確認する成績評価やディプロマ・ポリシーに沿って厳密な修了認定を行う方法を強化する。

- ・09 成績評価基準の運用上の課題を整理し，評価基準を改善する。また，ディプロマ・ポリシーに沿った厳密な修了認定について，課題を整理する。

④博士課程

10 教職大学院等において教育を担当できる研究者を育成するために，教育実践学コンピテンシーに基づき，必要な能力・資質を身に付けられるよう教育課程及び教育方法を改善する。また，ディプロマ・ポリシーに沿った明確な基準のもとに，学位授与（修了）の認定を行う。

- ・10 平成29年度に整理した教育改善のための課題の改善策を実施する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

11 社会のニーズや本学のミッションの実現に対応できる教員の配置について明確な方針を策定し，厳正な評価に基づいて女性，若手，外国籍の教員を積極的に採用する。若手教員の採用については，40歳未満の若手教員の活躍の場を全学的に拡大し，若手教員の雇用に関する計画に基づき，退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を第3期中期目標期間末時点で14%以上となるよう促進する。また，教育効果等の観点から，必要に応じて教育研究組織の役割分担（学部・大学院等）の比重を見直す。

- ・11 女性，若手，外国籍の教員の配置方針に基づき，教員を採用する。また，学部改革，大学院のコース再編に伴い，役割分担（学部，大学院等）の比重を踏まえた教員組織の改革を推進する。

12 教育活動に対する評価結果を教育の質の向上や改善に結びつけるため，ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を中心とした組織的取組により，ベストクラスの選定，教員養成スタンダードのカリキュラムマップの改善等，全学的なファカルティ・ディベロップメント活動を推進する。

- ・12 平成29年度に開発した授業評価方法により全学で統一した授業評価を実施し，ベストクラス選定等の全学的なFD活動を引き続き推進する。

13 学生・教職員のICTに関するリテラシーを向上させ，遠隔講義システム等，情報ネットワークの教育的活用を図るための教育環境を充実させる。

- ・13 ・ICTに関するリテラシーを向上させるため，平成29年度に実施した情報セキュリティ研修や自己点検等の実施結果を踏まえ，研修内容を改善し，情報セキュリティに関する啓発活動を継続実施する。
・平成29年度に引き続き，遠隔講義システム等の利活用促進のための計画を策定する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

14 全学的な学生生活実態調査方法を改善し，第3期中期目標期間中に3回以上行うとともに，学長が学生から直接意見を聞く場を年複数回設定する。また，提案箱やクラスミーティングなど様々な場を通じて学生のニーズを把握し，学生の生活環境の改善を行う。

- ・14 学長等と学生とのミーティングの在り方を見直し，実施する。また，平成29年度に実施した学生生活実態調査結果を踏まえ，必要な改善を行う。

15 特別な配慮が必要な学生等への支援のための関係部署の連携体制の整備、防犯体制の強化など安全・安心に配慮した学生寄宿舎等の学内環境の整備、学生による不登校児童生徒支援や学校現場での学習支援等のボランティア活動など、学修・生活・課外活動支援を充実させる。

- ・15 ・障害学生支援室が中心となって、特別な配慮が必要な学生等への支援のため、関係部署の連携体制を整備し、学修環境を見直す。
- ・引き続き、環境整備計画に沿って安全・安心に配慮した学生寄宿舎の整備を推し進める。
- ・学生主体による自主的・計画的なボランティア活動をより活性化させるため、新たにボランティアステーション年間活動計画表を記載したリーフレットを学生に配付し、不登校児童生徒支援活動や地域社会における子ども支援活動等を促進させる。また、不登校児童生徒支援に係る取組については、県内の適応教室等と連携したボランティアステーション主催イベントを例年1回のところ、平成30年度は2回以上実施する。

16 経済的支援が必要な現職教員や教員志望学生等に対し、学生のニーズ、費用対効果、及び財政状況を考慮した支援体制を整備することにより、独自の奨学金や研究費等の支援を受ける学生数を第2期中期目標期間末比2割増加させる。

- ・16 新たに創設した奨学金制度について、平成30年度から支給する兵庫教育大学学生奨学金及び兵庫教育大学特例制度利用者奨学金の運用を開始し、本学独自の奨学金や研究費等の支援を受ける学生数を第2期中期目標期間末比2割増となる60人以上とする。

17 教職キャリア開発センターの就職・キャリア支援の取組を推進し、高い教員・保育士就職率を維持する。学部については、80%（進学者を除く）を確保する。修士課程については、臨床心理学コースを除き、教員・保育士就職率70%（進学者を除く）を確保する。専門職学位課程については、教員就職率100%（進学者を除く）を確保する。**【戦略性が高く意欲的な計画】**

- ・17 ・学部・修士課程・専門職学位課程それぞれの中期計画における教員・保育士就職率を維持・向上させるため、キャリアセンターが実施する教採特別講座等に関する内容について、学生及び教員に周知を徹底し、センター利用を促進させる。
- ・学部について、キャリアセンターが実施する教採特別講座や合宿研修の内容を履修体系に盛り込み、一部を正課の授業として実施できるよう協力する。
- ・修士課程・専門職学位課程について、平成31年度の修士課程から専門職学位課程への移行に伴い、キャリアセンターに大学院専用の相談ブースを設けるなど、大学院学生にとって利用しやすい体制を整備する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

18 入試制度の改革にあわせて、次世代の教育を担う教員となるにふさわしい資質や能力などを多角的に評価するため、面接を重視する等の入学者選抜方法の改善を行う。

- ・18 学部教育改革に対応して見直したアドミッション・ポリシーに基づき、全員に面接を課した入学者選抜試験を実施し、課題を抽出する。

② 修士課程

19 大学院の組織改革に対応した教育研究等の広報活動を充実させるとともに、自らの資質能力の向上を志向する現職教員や高い専門性と実践力を持った初等・中等教育教員になることを強く志向する者及び学校教育分野の心理専門職になり得る人材に対応するため、多様な修学背景や専攻・コース等の特性に応じた入学者選抜を実施する。

- ・19 組織改革に対応した修士課程の教育研究等の広報活動を積極的に行う。また、組織改革に対応して定めた選抜方法による入学者選抜試験を実施する。さらに、その実施を踏まえ、課題を整理する。

③ 専門職学位課程

20 教職大学院の整備拡充に対応した教育研究等の広報活動を充実させるとともに、学校現場における実践力・応用力を備えた指導的役割を果たすスクールリーダーや新しい学校づくりの有力な一員となる新人教員になり得る人材に対応するため、多様な修学背景や専攻・コース等の特性に応じた入学者選抜を実施する。

- ・20 組織改革に対応した専門職学位課程の教育研究等の広報活動を積極的に行う。また、組織改革に対応して見直したアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜試験を実施する。さらに、その実施を踏まえ、課題を整理する。

④博士課程

21 博士課程の人材養成の目的を広く周知させるとともに、実践に根ざした学校教育学研究の一層の推進を図る見地から、現職教員をはじめ教育実践学の研究を志す者の受入れを継続的に行う。

- ・21 博士課程の人材養成の目的を広く周知する。また、構成大学の拡充に対応した入学者選抜と広報活動の具体策を策定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①学士課程, 修士課程, 専門職学位課程

22 教育現場に根ざし、学校現場の課題改善・解決に結びつく理論と実践を融合させた教育実践研究を実施し、その成果を客観的なエビデンスとともに示す。

- ・22 ・理論と実践の融合に関する共同研究を含む教育実践研究を引き続き実施する。また、本学の教育実践研究の現状を把握する。
・研究者総覧システム等を利用し、研究業績の収集を効率的に行う。

23 図書館が管理するリポジトリ等を利用して、研究成果を組織的に把握・集約するシステムを構築し、研究成果をWebページ上で公開する等、効果的に社会に還元する。

- ・23 オープンアクセス指針に基づき、学内研究成果の収集及び発信を促進する。また、研究成果をより効率的に把握・収集するため、リポジトリ及び研究者総覧の連携等の動向を調査する。

②博士課程

24 連合大学院における教育実践学研究として、国内外に広がるプロジェクト研究及び個人レベルの学術研究を推進し、その成果を関連学会等で公表し、教育現場に還元する。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・24 国内外に広がるプロジェクト研究等を継続して推進し、その成果を関連学会等で公表し、学校現場への還元を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①学士課程, 修士課程, 専門職学位課程

25 本学が行う先導的研究や海外を含めた教育諸機関との共同研究を推進するとともに、成果に応じたインセンティブの導入や研究活動の外部評価体制を構築することにより、研究の質を向上させる。また、先導研究推進機構において、リサーチ・アドミニストレーターを導入し、研究活動を推進する。

- ・25 海外の大学と実施した「理論と実践の融合」に関する共同研究活動を評価し改善する。また、リサーチ・アドミニストレーターと連携し、海外の協定校等との共同研究をさらに推進するための方策を定める。

26 平成27年度に策定した「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を教員の研究活動と学生への研究指導に対して徹底させるため、研究倫理に関する委員会等の組織を整備し、運用する。

- ・26 「研究倫理ガイド」の改訂版を作成し配付する。また、研究倫理教育について研究者の理解度を測り、その結果を基に研究倫理意識向上を目的とした組織を整備する。

②博士課程

27 教育実践学研究遂行のため、リサーチ・アシスタントを活用し、構成大学、教育現場・教育委員会、諸外国の研究機関等と連携した共同研究を推進し、第3期中期目標期間中に6件以上のプロジェクトを実施する。

- ・27 研究機関等と連携した新規共同研究プロジェクトを1件以上実施する。また、諸外国を含む研究機関等と連携した研究を推進する。

28 博士課程において研究倫理委員会を設置し、現行の博士課程研究倫理ガイドラインを基に、各構成大学の研究倫理規程を踏まえた共通の研究倫理規程を平成28年度中に整備し、研究倫理に関する教育を充実させ、研究・研究指導を行う。

- ・28 平成29年度に実施した研究倫理に関する教育についての課題を整理する。

3 現職教員の高度化に資する学び直し・研修に関する目標を達成するための措置

29 学校現場の職務実態を考慮し、現職教員の修学ニーズに応えるため、神戸ハーバーランドキャンパスを拠点として、教職大学院新コースの設置、教育委員会との連携による研修の実施、及び次世代の教育を実践できる人材を養成する教育プログラム等の創設を行う。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・29 教員養成・研修高度化センターを設置し、同センターの専任教員を中心に教職大学院の教育課程、教育委員会との連携による研修、及び次世代の教育を実践できる人材を養成する教育プログラム等の実施に向けた取組に着手する。

30 教育委員会と連携して、本学の卒業生・修了生を中心とした現職教員に学びのニーズ等に関する調査を実施するとともに、本学の卒業生・修了生の教育現場での勤務状況等の評価について勤務校の管理職等に調査を行う。これらの結果を教育の質保証と教員養成の高度化に反映させる。

- ・30 大学院修了生のうち新たに教員就職した者を対象に現職教員の学びのニーズ等に関する調査を実施する。また、平成29年度に実施した卒業生・修了生の勤務校管理職を対象とした勤務状況等調査に係る追加調査を実施し、教員養成の高度化の取組に反映させる。

4 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①教育委員会等と連携する研修支援

31 学校現場の様々な課題等を解決するため、現職教員の学び直し・研修の拠点としての本学の特性を最大限に生かしながら、教育委員会などの教育機関と連携した多様で多彩な現職教員研修や教員免許状更新講習等を実施する。

- ・31 平成29年度までに実施した現職教員研修及び免許状更新講習について、アンケートを詳細に分析する。また、教育委員会等と連携し、国の政策や学校現場の課題や現状に応じた研修等を企画立案する。特に兵庫県内の受講対象者数が大幅に増加する免許状更新講習については、その受講者数や受講ニーズに応えつつ、講習数を前年度の110講習から160講習に増やして開設する。

②地域貢献と地域連携

32 兵庫県内の学校現場や自治体等と連携協働し、地域の教育や学校活動サポート等、ニーズや課題に応じた事業を積極的に実施する。

- ・32 学校現場及び自治体等のニーズや課題等の情報収集・分析を継続的に実施し、その結果を踏まえた既存事業等の見直しや関係自治体等と連携した新たな事業を企画立案する。また、自治体等や高校と新たに連携協定を2件締結し、連携地域・高大連携事業の拡大に繋げる。

③大学間連携

33 高等教育に関する様々なニーズに対応しながら、兵庫県内の大学等を中心とした大学間の交流を活性化し、学修・研究活動等の分野において、教職アドバンスプログラム等の相互に連携協働する事業を開発・推進する。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・33 兵庫県内6大学の修士課程における教職アドバンスプログラムを引き続き実施する。また、平成31年度以降の教職アドバンスプログラムの実施形態を協議し、決定する。さらに、アドバンスプログラムの参加大学を含む兵庫県内の大学が連携協働して、兵庫県・神戸市教育委員会が策定した「教員育成指標」等を反映した教員研修等を研究・開発し実施することの可能性を協議する。

④卒業生・修了生との連携と活動支援

34 本学の教育研究の進展及び教育現場の活性化のため、学部同窓会や全国組織である大学院同窓会と連携した広域のネットワークを構築し、卒業生・修了生対象の研究大会の開催、修了生との共同研究の実施など、学校現場の諸課題の解決に役立つ教育実践活動の支援を行う。

- ・34 修了生に関する文部科学省や自治体等からの受賞状況を調査する。また、これまでに実施してきた大学と大学院修了生との共同研究を取りまとめ、学校現場での諸課題を明確にする。

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

35 優秀な留学生を増加させるため、生活支援と日本語教育の充実を含めた留学生受入れ方策を充実させ、第3期中期目標期間中に計200人以上の留学生を受入れる。

- ・35 平成29年度に実施した外国人留学生生活実態調査の分析結果を踏まえ、日本語教育拡充を含む学習支援方策案及び生活支援方策案を作成する。また、年間32人以上の留学生を引き続き受け入れる。

36 グローバル化に相応しい教育研究の連携や人的交流を推進するため、海外の大学・研究機関等との新たな交流協定の締結を行い、協定大学の数を第2期中期目標期間末比2割増加させる。

- ・36 海外の大学・研究機関等と新たな交流協定を1件以上締結する。また、引き続き交流協定に基づき交流事業を実施する。

37 留学や海外研修を含めた日本人学生の海外派遣を促進するための支援体制の拡充を図り、第3期中期目標期間中に計150人以上を海外へ派遣する。

- ・37 英語力向上ステーションにおける学生向けの英語力向上の取組により、英検2級の受験者を前年度比50%増にする。また、24人以上の学生を海外に派遣する。

38 近隣自治体が運営する国際交流団体等と連携・協力し、学生が、地域におけるグローバル化に関する学習や体験を推進できる能力を身につけるための体制を構築する。

- ・38 学生が地域におけるグローバル化に関する学習や体験を推進できる能力を身に付ける機会を増やすために、関係する機関と引き続き協議する。

39 グローバル化と学生の英語力の強化を推進するため、学生が海外で行う研修活動等を単位化対象とする授業科目を創設する。

- ・39 平成31年度に開設する新教育課程における短期研修活動等を授業科目とするための実施体制を整備する。

(2) 附属図書館に関する目標を達成するための措置

40 学生のニーズを踏まえ、教育実践に資する資料を整備するとともに、ラーニングコモンズを中心とした学修支援機能の向上により、利用者数を第2期中期目標期間の総利用者数の10%を増加させる。

- ・40 資料収集方針を改定する。また、附属図書館と教材文化資料館がそれぞれの特性を生かしたMLA(Museum, Library, Archives)連携に取り組み、複合文化空間の創生に資する事業を実施する。

41 本学の教員と連携し、授業やセミナー等広く教育活動に資する事業を展開するとともに、教員の研究成果をリポジトリ等で一元的に把握し発信することにより、大学の教育研究機能を支援する。

- ・41 図書館改革プランに基づき、教職協働、学生協働による学修支援事業を企画・実施する。また、オープンアクセス指針に基づき、本学の教育研究成果の収集及び発信を促進する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

42 実地教育に対して必要最低規模の現状クラス数を維持しつつ、基礎的かつ社会の要請に応じた実践的指導力を養うために、実習校としての機能を充実させる。また、実地教育の高度化に関連して、附属学校園内の先進的教育の実践のため、ユニバーサルデザイン化やIT機器などを活用して、すべての子ども達に必要な応じた学習ができる仕組みを作るとともに、プロジェクト的な学習やアクティブ・ラーニングを促進する。

- ・42 附属学校園の将来像（ビジョン）等に基づき、以下の取組を行う。
 - ・新総合領域「未来デザイン」の教育課程に関する研究開発（附属小学校）に取り組み、地域と連携したプロジェクト的な学習やアクティブ・ラーニング等を促進する。
 - ・研究校・実習校としての課題、及びクラス数を維持するための課題に対して、平成29年度に作成した方策に基づき、個々の子どもに適した学習環境を整備する。

43 附属学校園が大学と一体となって研究を推進する仕組みを構築し、恒常的な連携によって研究活動を活性化させ、幼・小・中の継続性を強化したカリキュラム研究等に取り組む。また、大学の機能強化のための実験的・先導的な取り組みとして、特別支援教育の新たな展開を踏まえた発達障害への対応、及び子育て支援ルームと附属幼稚園が連携した就学前教育を充実させる。

- ・43
 - ・大学教員と附属学校園教員との連携専門部会を通じて、大学教員による指導助言や共同研究を推進して、研究活動を充実させる。
 - ・幼・小・中の継続性に着目したカリキュラムの具体案について、新しい学習指導要領と3つの資質・能力との関係性を明確にして見直し、可能なものから実施する。
 - ・タブレット端末等の活用による合理的配慮を踏まえた大学教員との連携による支援を試行する。
 - ・大学内に設置した「子ども・子育て支援推進協議会」を中心に大学、附属学校園、子育て支援ルーム、アフタースクールが連携し、防災教育の一環として全附属学校園合同の防災訓練を試行実施する。

44 附属学校園と西日本の各自治体との豊富な教員人事交流実績をもとに、地域と連携しながら、公教育の指導的立場になる教員の育成を行い、活動成果を地域の教育研究活動に還元する。また、第3期中期目標期間中に各自治体等との教員人事交流を25件以上行う。

- ・44 平成29年度に実施した各地の教育委員会等への人事交流後の活動状況に関する聞き取り調査を基に、附属学校園教員の大学院派遣を含めた人事交流の課題に対する具体的な対応策を作成する。また、附属学校園教員と地域の公立学校園教員が附属学校園の教科部会、研究大会を通して相互交流を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

45 国の制度改正を踏まえつつ、学内規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、IR・総合戦略企画室等による学長を支援する体制を強化する。また、監事機能の強化や自己点検・評価体制の強化、経営協議会の運用の工夫改善など学外有識者の意見を大学運営に適切に反映させる。

- ・45 平成29年度に実施した卒業生・修了生調査をはじめとする調査・分析レポート等を提供し、学長の大学運営を支援する。また、監事監査報告及び意見、自己点検・評価で抽出された課題、学外有識者から出された意見を大学運営に反映させる。

46 教育委員会等との人事交流、及び関連する法律の整備状況等を踏まえたクロスアポイントメント制度の導入等により、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験を持つ大学教員の割合を第3期中期目標期間末に50%確保する。また、年俸制の運用状況について検証及び業務評価体制等の制度改善を行いつつ、第3期中期目標期間中に年俸制適用教員を5%以上とする。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・46 ・平成29年度に締結した兵庫県教育委員会との人事交流に関する協定に基づき、大学教員1人以上を採用する。また、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験がない大学教員のうち2人について、実務経験研修を附属学校園で実施する。
- ・国公立大学及び独立行政法人等とのクロスアポイントメント制度による人事交流について検討し、方針を策定する。また、本学教員が自治体等の機関で一定期間の勤務を行う制度を設けることについて関係機関と協議する。

47 キャリアパスに応じた研修体系と年間プログラムを整備し、学内外の合同研修等、効率的な研修の実施を推進するとともに、外部機関への研修生を毎年1名派遣する。
サバティカル制度等の海外研修を推進するため、制度の改善を行い、第3期中期目標期間中に教員を10人以上派遣する。

- ・47 ・教職員研修体系に基づき研修を実施する。
- ・引き続き事務職員については、外部機関へ研修生として1人以上派遣する。また、大学教員については、サバティカル研修制度等を活用して海外へ2人以上派遣する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①学士課程

48 大学院との一貫教育、幼保一体化、小中一貫教育など政策状況の変化や社会的ニーズに応じて、教員養成の高度化に対応した専修・専修のコースの再編を含めた学部組織改革を行う。

- ・48 平成29年度に策定したクラス制や学部教育改革案に基づき、学修指導体制を構築する。また、学生確保に向けた広報活動を実施する。

②修士課程

49 教科教育に関する先端的・実践的なカリキュラム改革を推進するとともに、教職大学院修了者の教員採用、処遇等の条件整備を考慮の上、第3期中期目標期間中に段階的に教職大学院へ移行する。また、その他の修士課程の教育に関わる社会的ニーズに適合する人材育成のための組織の充実・改善を進める。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・49 平成33年度からの教科教育分野の教職大学院への最終的な移行にかかる実施方法、カリキュラム、組織再編等を検討し、大学院組織再編案を作成する。

③専門職学位課程

50 全国最大規模の教職大学院組織を維持し、そのトップランナーとして先進的な教員養成の高度化に資する教職大学院となるため、平成28年度開設の「教育政策リーダーコース」、「グローバル化推進教育リーダーコース」を含めた専攻・コースの組織再編を行い拡充する。

- ・50 平成33年度からの修士課程教科教育分野の教職大学院への最終的な移行の方針を踏まえ、教職大学院にかかる既存の専攻・コースの組織再編等を検討し、大学院組織再編案を作成する。

④博士課程

51 全国の教職大学院等で教育指導を担当できる教育実践学の優れた研究者の養成機能を強化するため、連合大学院博士課程の連携・拡充による我が国における拠点形成を視野に入れて、教育・研究組織を整備・充実させる。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・51 教育実践学の優れた研究者養成機能のための拠点形成を視野に入れた大学間連携・拡充に向けての方策をまとめる。

⑤センター組織

52 IR・総合戦略企画室による国の政策動向や学内情報を集約・分析した結果を活用し、教員養成の高度化を推進するため、ナショナルセンターの機能を有する教員養成高度化実践センター（仮称）を平成32年度内に設置する。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・52 教員養成及び研修の高度化を推進するため、ナショナルセンターの機能を有する教員養成・研修高度化センターを設置し、運用を開始する。

3 女性の活躍・男女共同参画に関する目標を達成するための措置

53 男女共同参画の推進体制を整備し、就業環境の充実及び意識啓発事業を実施するとともに、第3期中期目標期間中に女性役員1名以上、女性管理職の割合を15%以上とする。

- ・53 男女共同参画の推進体制を見直し、就業環境の改善・充実策を検討する。また、引き続き女性役員を1人以上、女性管理職割合を15%以上とする。

54 女性教職員の支援体制に係る情報提供や、女性職員による業務説明会の実施等により、女性教職員の採用を促進し、第3期中期目標期間中の女性教職員の採用比率を平均30%以上（人事交流除く）を維持する。

- ・54 平成29年度の検証結果に基づき、育児・介護支援制度の周知方法・内容を改善する。また、引き続き第3期中期目標期間中の女性教職員の採用比率を平均30%以上とする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

55 ミッションの再定義で明らかにした教員養成の高度化の取組などを強力に支援するため事務組織の機能・編成の見直しを行う。

- ・55 教員養成の高度化を目的とした教育研究組織の再編に伴い、事務組織を見直す。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

56 外部研究資金獲得に向けたインセンティブ制度を充実させ、外部研究資金の募集情報の提供を密に行うなど、研究支援体制を強化し、第3期中期目標期間中、大学の収入に占める外部研究資金の平均割合を、第2期中期目標期間中実績以上にする。

- ・56 外部資金獲得のために新たなインセンティブ方策を決定する。また、引き続き外部研究資金の募集情報を大学Webページ上に掲載する。

57 多様な資金調達方策として、新たに「教員養成高度化推進基金（仮称）」を創設し、学内外への広報活動を展開することにより、第2期中期目標期間末の兵庫教育大学教育研究振興基金残額の100%以上に相当する収入を第3期中期目標期間中に達成する。

- ・57 兵庫教育大学基金運営委員会において策定した計画に基づき、創立40周年記念事業の実施に向け、都道府県連携推進本部等との連携を深めるなど各方面への広報・募金活動を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

58 他大学等との共同調達、複数年契約やリース契約の拡大、アウトソーシングの導入検討など、業務運営の合理化・効率化や既存事業の徹底的な見直しを行うことにより、第3期中期目標期間中、一般管理費比率を平均6.5%以下に抑制する。また、第2期中期目標期間末の印刷物発行部数の50%以上を電子データ配付に移行し、印刷費を削減する。

- ・58 引き続き、一般管理費執行状況を検証し、経費削減のために策定した計画を着実に実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

59 学内外への広報活動を展開することにより、保有する土地・建物等のさらなる有効活用を行い、使用料収入額を第2期中期目標期間末比10%以上増加させる。

- ・59 平成29年度に実施した使用料収入を増加させるための方策を検証し、使用料を見直すとともに、改善策を策定する。

60 手元資金の安全かつ有利な運用を行い、第3期中期目標期間中、平均運用比率を50%以上にする。

- ・60 平成29年度に策定した資金運用の計画に基づき、資金を安全かつ有利に運用し、運用比率50%以上を維持する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

61 自己点検・評価、法人評価及び認証評価等を適切かつ効率的に行うため、評価委員会の業務を見直し、エビデンスや指標に基づく評価を実施し、学長のもとに設置された教育改善推進室においてPDCAサイクルを機能させ、また、監事やIR・総合戦略企画室と連携することにより評価の質向上と評価方法の改善につなげる。

- ・61 評価の質向上と評価方法の改善のため、評価委員会と監事との連携を強化する。また、教育の内部質保証に関わるPDCAサイクルを機能させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

62 大学ポートレートを活用し、入学希望者や学校教育関係者に本学の強みをアピールするなど情報発信に取り組む。

- ・62 大学ポートレート（国際発信版を含む）を活用して国内外への積極的な情報発信に取り組む。また、大学Webページを活用してデータから見える本学の特色をステークホルダーにアピールする。

63 Webページのアクセス解析を元に、ステークホルダーが必要な情報にすばやくアクセスできるよう、サイト構成を見直すとともに、本学のWebページ（英語版を含む）の更新・管理体制を構築し、トータルアクセス数を第2期中期目標期間末比15%以上増加させる。また、ステークホルダーを考慮した広報誌等を作成し、積極的に情報発信を行う。

- ・63 Webトップページのリニューアルを進め、試行公開し、ステークホルダーによるアクセス状況等を基に、具体的なサイト構成案を構築する。また、創立40周年に関する情報発信を広報誌、Webページを活用して行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

64 快適なエコキャンパスとするため、キャンパスマスタープランを見直しガバナンス管理された戦略的な施設マネジメントにより、第3期中期目標期間中、既存施設の有効活用及び施設設備の改修を教育研究施設の10%以上について実施し、計画的な維持管理を行う。

- ・64 平成29年度に策定したキャンパスマスタープラン2018、兵庫教育大学施設マネジメントシステムに基づき、学長ガバナンスのもと戦略的な施設マネジメントによる既存施設の有効活用及び施設設備の改修を、平成28年度から平成30年度末までの累計で教育研究施設の9%以上実施する。また、戦略的な施設マネジメントを推進する上で重要なキャンパスマスタープランを点検・評価する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

65 「大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書」に基づき、被災大学に対する迅速かつ確かな緊急支援、復旧支援体制を整備するとともに、事業継続計画を充実させる。

- ・65 平成29年度に整備した「事業継続計画」に基づき、防災訓練を実施し、復旧体制や方法等を点検し、見直す。

66 研修の受講や説明会の開催を通じて安全衛生に対する職員の意識向上に取り組むとともに、衛生管理や安全管理関連の資格取得に係る費用負担等の支援をすることにより、有資格者数を第2期中期目標期間末比30%以上増加させる。

- ・66 平成29年度に実施した資格取得の支援制度を検証し、引き続き衛生管理や安全管理関連資格の有資格者を5人以上とする。また、全学教職員会議において、安全衛生に関する研修を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

67 コンプライアンス体制及び危機管理体制を整備・強化するとともに、新任教職員対象及び全教職員対象の研修をそれぞれ年1回以上開催する。また、外部団体が主催するコンプライアンス、内部統制に係る研修に監査担当職員が毎年1回以上出席することにより監査機能を向上させる。

- ・67 危機管理体制及び危機管理マニュアルを見直すとともに、新任教職員対象及び全教職員対象のコンプライアンス研修を1回以上開催する。また、外部団体が主催するコンプライアンス、内部統制に係る研修に監査担当職員が1回以上出席する。

68 種々の「ガイドライン」を踏まえ、研究倫理教育や研究費不正使用防止に関する研修の受講率100%達成、構成員からの誓約書の徴取、取引業者からの誓約書の徴取等、第2期中期目標期間中に整備した研究不正防止、研究費不正使用防止に係る体制について不断の改善を行う。

- ・68 研究不正、研究費の不正使用等、コンプライアンス意識のさらなる向上を図るため、現行の関連規程等を見直す。また、研究倫理教育や研究費不正防止に関する研修における教職員（附属学校園含む）の受講率を100%にする。

69 教職員に対して会計に関する学内規則等の研修会を新任教職員及び全教職員対象にそれぞれ年1回以上実施し、会計ルールに関する知識向上及び法令遵守の意識高揚を行うことにより、不適切な会計処理を発生させない。

- ・69 会計規則等で定められた会計上のルールや遵守すべき事項を取りまとめた「会計ルールハンドブック」に基づき、平成29年度に引き続き新任教職員及び全教職員を対象とした研修会を実施する。

70 情報システムの技術的対策を継続して実施するとともに、全構成員に対し、情報セキュリティに関する啓発活動を年1回以上行い、大学全体のセキュリティレベルを向上させる。

- ・70 ・大学情報委員会が定めた方針に基づいて技術的対策を強化するため、情報処理センターコンピュータシステムを更新する。
・平成29年度の実施結果を踏まえ研修内容等を改善し、全構成員に対し、情報セキュリティに関する啓発活動を年1回以上実施する。

**VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照**

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額
868,887 千円

2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・整備の内容	予定額	財 源
山国団地ライフライン再生 (給水設備), 嬉野台団地ライフライン再生 (電気設備) 他, 小規模改修	総額 154	施設整備費補助金 (132) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (22)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 女性、若手、外国籍の教員の配置方針に基づき、教員を採用する。
- 平成 29 年度に締結した兵庫県教育委員会との人事交流に関する協定に基づき、大学教員 1 人以上を採用する。また、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験がない大学教員のうち 2 人について、実務経験研修を附属学校園で実施する。
- 国公立大学及び独立行政法人等とのクロスアポイントメント制度による人事交流について検討し、方針を策定する。また、本学教員が自治体等の機関で一定期間の勤務を行う制度を設けることについて、関係機関と協議する。
- 事務職員については、教職員研修体系に基づき研修を実施する。また、外部機関へ研修生として 1 人以上派遣する。
- 男女共同参画の推進体制を見直し、就業環境の改善・充実策を検討する。

(参考 1) 平成 30 年度の常勤職員数 301 人
また、任期付職員数の見込み 17 人

(参考 2) 平成 30 年度の人件費総額見込み 3,057 百万円 (退職手当を除く。)

(別紙)

Ⅵ 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,619
施設整備費補助金	132
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	22
自己収入	1,044
授業料, 入学金及び検定料収入	928
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	116
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	132
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	50
出資金	0
計	4,999
支出	
業務費	4,713
教育研究経費	4,713
診療経費	0
施設整備費	154
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	132
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	4,999

[人件費の見積り]

期間中総額3,057百万円を支出する (退職手当は除く)。

注1) 「運営費交付金」のうち, 当年度当初予算額3,523百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額96百万円。

注2) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度予算額89百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額43百万円。

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,851
経常費用	4,851
業務費	4,485
教育研究経費	996
診療経費	0
受託研究費等	69
役員人件費	69
教員人件費	2,444
職員人件費	907
一般管理費	219
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	146
臨時損失	0
収益の部	4,851
経常収益	4,851
運営費交付金収益	3,536
授業料収益	765
入学金収益	140
検定料収益	28
附属病院収益	0
受託研究等収益	69
補助金等収益	0
寄附金収益	63
施設費収益	46
財務収益	1
雑益	115
資産見返運営費交付金等戻入	75
資産見返補助金等戻入	9
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,999
業務活動による支出	4,547
投資活動による支出	394
財務活動による支出	58
翌年度への繰越金	0
資金収入	4,999
業務活動による収入	4,698
運営費交付金による収入	3,523
授業料，入学金及び検定料による収入	928
附属病院収入	0
受託研究等収入	69
補助金等収入	0
寄附金収入	63
その他の収入	115
投資活動による収入	155
施設費による収入	154
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	146

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野 640人)
学校教育研究科	人間発達教育専攻 160人 (うち修士課程 160人)
	特別支援教育専攻 60人 (うち修士課程 60人)
	教科教育実践開発専攻 180人 (うち修士課程 180人)
	教育実践高度化専攻 230人 (うち専門職学位課程 230人)
連合学校教育学研究科	学校教育実践学専攻 30人 (うち博士課程 30人)
	先端課題実践開発専攻 15人 (うち博士課程 15人)
	教科教育実践学専攻 51人 (うち博士課程 51人)
附属幼稚園	160人 学級数 6
附属小学校	630人 学級数 18
附属中学校	360人 学級数 9